

# 全 員 協 議 会

令和6年5月31日（金）

## ○ 議 題

1. 功労者の選定及び特別功労者を定めることについて（資料No1） 「総務課」
  
2. 専決処分報告について  
・ 損害賠償の額の決定及び和解について（資料No.2） 「市民生活課」
  
3. 繰越明許費及び予算繰越の報告について  
・ 一般会計 （資料No.3-1） 「財政課」  
・ 水道事業会計（資料No.3-2） 「水道課」  
・ 下水道事業会計（資料No.3-3） 「下水道課」
  
4. 専決処分報告について〔3/31専決〕  
・ 江津市税条例の一部を改正する条例制定について（資料No.4） 「税務課」
  
5. 専決処分報告について〔3/31専決〕（資料No.5） 「財政課」  
・ 令和5年度 一般会計補正予算（第9号）  
・ 令和5年度 国保会計補正予算（第5号）
  
6. 条例議案について（資料No.6） 「総務課」  
・ 江津市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を  
改正する条例制定について 外6件
  
7. 令和6年度補正予算の概要（一般会計）について（資料No.7） 「財政課」
  
8. 江津市国民健康保険の令和6年度保険料率について（資料No.8） 「保険年金課」
  
9. 旬ふるさと支援センターめぐみの令和5年事業及び決算の報告  
並びに令和6年事業計画について（資料No.9） 「農林水産課」

## 功労者の選定及び特別功労者を定めることについて

### 1. 功労者名簿

#### 江津市表彰条例第4条第2号該当（1名）

（副市長、固定資産評価員、教育長及び就任について公選又は議会の選挙若しくは同意によることを必要とする職にある者の在職年数が15年以上の者）

氏名	住所	事績
やまもと ひでひこ 山本 秀彦		農業委員会委員として農業振興に寄与 (16年)

#### 江津市表彰条例第4条第4号該当（8名）

（市の自治振興、産業文化の興隆、その他公共の福祉増進等についての功労が顕著である者：議会の同意が必要）

氏名	住所	事績
おおさき けんじ 大崎 賢司		消防団員として民生の安定に寄与 (35年以上)
うえだ ひろし 植田 弘		消防団員として民生の安定に寄与 (35年以上)
ささき かずのり 佐々木 一敬		消防団員として民生の安定に寄与 (35年以上)
やまね かつひこ 山根 克彦		消防団員として民生の安定に寄与 (35年以上)
ささき こうじ 佐々木 孝治		消防団員として民生の安定に寄与 (35年以上)
ゆあさ きよかず 湯浅 清和		消防団員として民生の安定に寄与 (35年以上)
ささき かおる 佐々木 馨		消防団員として民生の安定に寄与 (35年以上)
こばやし しげみ 小林 茂実		消防団員として民生の安定に寄与 (35年以上)

## 2. 特別功労者名簿

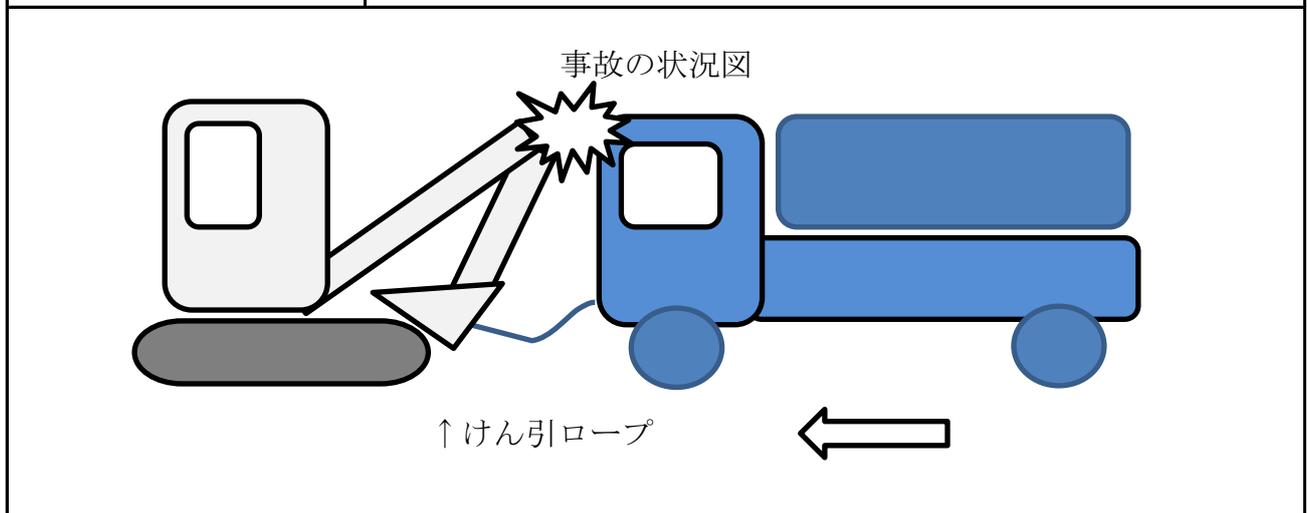
江津市表彰条例第3条該当（4名）

（議会の同意が必要）

氏 名	住 所	事 績
やました おさむ 山下 修		江津市長を2期8年務め、財政の健全化、新庁舎の建設ほか江津市発展に貢献。
ながおか しずま 永岡 静馬		江津市議会議員を6期24年、副議長を2年半、議長を1年務め、円滑な議会運営に努め、江津市の発展に貢献。
ながい りょうぞう 永井 良三		江津商工会議所会頭を19年にわたって務め、市内商工業振興及び事業者の経営安定に尽力し、江津市発展に貢献。
もりした かつよし 森下 勝義		桜江町商工会副会長を15年、会長を11年務め、桜江町の商工業振興及び事業者の経営安定に尽力し、江津市発展に貢献。

## 専決処分について (車両事故の損害賠償報告)

1. 事故発生日時	令和6年1月24日(水) 午後3時25分頃
2. 事故発生場所	江津市島の星町288番地13 島の星クリーンセンター 最終処分場内
3. 事故の状況	島の星クリーンセンター運転管理業務受託者の運転する作業用車両が、最終処分場内で動けなくなった相手方車両をけん引したが、けん引方法が不適切であったため、作業用車両に相手方車両が衝突した。
4. 当方の過失率	100%
5. 損害賠償の額	312,532円
6. 承諾日	令和6年3月26日
7. 専決処分日	令和6年4月11日



令和5年度 島根県江津市一般会計繰越明許総括表

全員協議会 資料No.3-1  
R6.5.31 財政課

(単位:円)

款	項	事業名	翌年度繰越額	説明
2.総務費	1.総務管理費	広報広聴費	2,772,000	令和6年度事業執行を想定した国の令和5年度補正予算事業であり、年度内の完了が困難なため
2.総務費	1.総務管理費	普通財産管理費	1,410,000	当初想定しなかったアスベストが判明し追加調査が必要となったことで年度内の完了が困難なため
2.総務費	1.総務管理費	DX推進事業	87,333,000	令和6年度事業執行を想定した国の令和5年度補正予算事業であり、年度内の完了が困難なため
2.総務費	3.戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳費	10,285,000	国の仕様公開が遅れ、事業者との調整に時間を要し、年度内の完了が困難となったため
2.総務費	3.戸籍住民基本台帳費	住基ネットワーク費	572,000	国の仕様公開が遅れ、事業者との調整に時間を要し、年度内の完了が困難となったため
3.民生費	1.社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	14,929,773	給付金の申請期間を確保し、申請期限を4月末まで延長しているため
3.民生費	1.社会福祉費	低所得者世帯支援給付金給付事業	27,529,974	給付金の申請期間を確保し、申請期限を4月末まで延長しているため
3.民生費	2.児童福祉費	子育て世帯臨時給付金給付事業	302,000	令和6年3月15日以降に出生した世帯に対する給付の機会を確保し、給付金の申請期限を4月15日まで延長しているため
4.衛生費	1.保健衛生費	地域医療支援対策事業	100,000,000	令和6年度当初予算に計上していたが、事業実施に係る財源確保の見通しが極めて厳しい状況となり、令和5年度に前倒しを行ったことで、年度内の完了が困難となったため
4.衛生費	1.保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	3,110,000	新型コロナウイルスワクチン接種に係る医療機関等への支払額(手数料・委託料)の確定が4月以降であり、年度内の支払い完了が困難なため
4.衛生費	2.清掃費	浜田地区広域行政組合負担金	692,631,000	令和6年度当初予算に計上していたが、事業実施に係る財源確保の見通しが極めて厳しい状況となり、令和5年度に前倒しを行ったことで、年度内の完了が困難となったため
4.衛生費	2.清掃費	不燃物処理場費	7,000,000	半導体不足等を原因とする自動車メーカーの生産調整により納期の遅延が生じ、年度内の完了が困難となったため
6.農林水産業費	1.農業費	担い手育成対策事業	14,535,000	資材の入手難による遅延が生じ、年度内の完了が困難となったため
6.農林水産業費	1.農業費	農地費	4,200,000	地元地権者と協議により、圃場整備区域が当初より拡大したことにより、年度内の完了が困難となったため
6.農林水産業費	1.農業費	農地耕作条件改善事業	12,794,000	相続未登記の土地が多くあり、事業実施に向けた地権者との同意等を得るのに不測の日数を要し、事業の開始が遅れ、年度内の完了が困難となったため
6.農林水産業費	1.農業費	都野津畑地灌漑水路撤去事業	6,500,000	工事実施にあたり、撤去する農業用水路の隣接地権者及び地元調整に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため
7.商工費	1.商工費	地場産業振興センター運営事業	5,766,000	令和6年度当初予算に計上していたが、事業実施に係る財源確保の見通しが極めて厳しい状況となり、令和5年度に前倒しを行ったことで、年度内の完了が困難となったため
7.商工費	1.商工費	観光費	4,240,500	風の国温泉の冷泉加圧ポンプユニット更新工事において、配湯先の施設との工事日程調整に時間を要し、工事の年度内の完了が困難となったため
8.土木費	2.道路橋梁費	道路維持補修事業	15,221,100	施工に伴う道路の通行規制について、地元および近隣事業所との調整に不測の日数を要し、工事の年度内の完了が困難となったため
8.土木費	2.道路橋梁費	市道敬川試験場線側溝改良事業	4,402,251	測量設計業務において、当初想定していなかった不明埋設物に関する調査の検討に不測の日数を要し、工事の年度内の完了が困難となったため
8.土木費	2.道路橋梁費	橋梁長寿命化事業	39,760,486	工事着手後に、道路の通行規制期間の変更に係る地元からの要望があり、その調整に不測の日数を要し、工事の年度内の完了が困難となったため
8.土木費	2.道路橋梁費	通学路整備事業	7,079,637	支障移転工事が遅延したことにより、本体工事の年度内の完了が困難となったため
8.土木費	2.道路橋梁費	落石対策事業	23,631,000	支障移転工事が遅延したことにより、本体工事の年度内の完了が困難となったため
8.土木費	3.河川費	河川維持補修事業	3,292,600	測量設計が必要となったことで工事着手が遅れ、年度内の完了が困難となったため
8.土木費	5.都市計画費	都市計画総務費	2,992,000	基本計画の策定にあたり、計画内容に係る関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため
8.土木費	5.都市計画費	公園施設長寿化事業	16,040,804	遊具資材の入手難による遅延が生じ、工事の年度内の完了が困難となったため

令和5年度 島根県江津市一般会計繰越明許総括表

全員協議会 資料No.3-1  
R6.5.31 財政課

(単位:円)

款	項	事業名	翌年度繰越額	説明
8.土木費	5.都市計画費	国民スポーツ大会推進事業	4,492,000	施設整備計画の策定にあたり、事前の中央団体による競技会場等の視察対応が令和6年度となり、年度内の完了が困難となったため
8.土木費	5.都市計画費	住環境整備事業	4,114,000	事業実施に必要な地域住民による街づくり協定の締結に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため
8.土木費	5.都市計画費	中心市街地整備事業	220,000	仮称第二江津中央団地の外構工事等に不測の日数を要し、都市再生整備計画事後評価の基礎データとなる交通調査の年度内の完了が困難となったため
8.土木費	5.都市計画費	活用調査事業	3,000,000	仮称第二江津中央団地の外構工事等に不測の日数を要し、都市再生整備計画事後評価の基礎データとなる交通調査の年度内の完了が困難となったため
8.土木費	5.都市計画費	防災集団移転促進事業	2,160,510	土地の境界確定及び用地補償に係る交渉に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため
9.消防費	1.消防費	消防活動充実強化事業	3,000,000	舗装工事において、天候不良による工期の調整に不測の日数を要し、工事の年度内の完了が困難となったため
9.消防費	1.消防費	災害対策費	16,588,000	地域防災計画の策定業務に係る委託内容の検討及び委託事業者の選定に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため
10.教育費	3.中学校費	中学校教育施設整備事業	7,294,000	消火水槽の納品に相当の期間を要することが判明し、工事の年度内の完了が困難となったため
11.災害復旧費	1.農林水産業施設災害復旧費	現年発生農業用施設災害復旧事業	11,776,000	工事実施にあたり、受注業者による他工区間の調整及び資材等の運搬経路の選定に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため
11.災害復旧費	2.公共土木施設災害復旧費	現年発生公共土木施設災害復旧事業	8,974,000	測量設計が必要となったことで工事着手が遅れ、年度内の完了が困難となったため
合 計			1,169,948,635	

令和5年度島根県江津市水道事業会計予算繰越計算書

全員協議会 資料No.3-2  
R6.5.31 水道課

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払 義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国補助金	企業債	一般会計 負担金	工負担 事金	自己財源			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	送配水施設整備費	円 342,495,000	円 273,560,056	円 52,000,000	円 0	円 9,000,000	円 0	円 15,212,000	円 27,788,000	円 16,934,944	円 0	配水管支障移転の原因となった他の公共事業の遅延等により、年度内完成が困難となったため。
計			342,495,000	273,560,056	52,000,000	0	9,000,000	0	15,212,000	27,788,000	16,934,944	0	

令和5年度島根県江津市下水道事業会計予算繰越計算書

全員協議会 資料No.3-3  
R6.5.31 下水道課

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払 義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					不用額	説明
						国 補 助	庫 金	企 業 債	一般会計 負担金	工 負 担 金		
1. 資本的 支出	1. 建設 改良費	公共下水道 施設整備費	円 332,237,153	円 29,902,129	円 302,335,024	円 64,900,000	円 90,900,000	円 0	円 0	円 146,535,024	円 0	工事着工後、管理者不明の埋設物の存在が判明し、その調査・対策に不測の日数を要し、年度内の管渠布設完了が困難となった。
		集落排水施設 整備費	円 183,790,847	円 163,722,461	円 20,000,000	円 0	円 0	円 0	円 14,425,000	円 5,575,000	円 68,386	支障移転工事の依頼元である県発注工事の遅延により、既設管の撤去工事発注が遅延したことにより年度内に撤去工事完了が困難となった。
計			円 516,028,000	円 193,624,590	円 322,335,024	円 64,900,000	円 90,900,000	円 0	円 14,425,000	円 152,110,024	円 68,386	

条 例 名	江津市税条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	地方税法等の一部が改正されたことに伴い所要の改正を行う。		
条例の内容	<p>個人市民税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定額減税 令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施する。</li> </ul> <p>固定資産税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定資産税（土地）の負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置等を3年延長する。</li> </ul> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条ずれ、項ずれ、字句の修正</li> </ul>		
施行期日	令和6年4月1日施行		
関連例規等			
備 考	令和6年3月31日専決処分		

令和5年度

3月31日専決補正予算

# 予算のあらまし 及び事業概要



## 令和5年度 江津市補正予算総括表

3月31日専決補正予算

単位:千円

会計別		補正前の額	補正額	補正後計	令和4年度 同期補正後 予算額	比較増減	増減率 (%)
一般会計		18,569,987	△ 217,544	18,352,443	17,543,616	808,827	4.6
特別会計	国民健康保険事業	3,141,946	△ 70,000	3,071,946	3,177,676	△ 105,730	△ 3.3
	国民健康保険診療所事業	1,547		1,547	2,368	△ 821	△ 34.7
	後期高齢者医療事業	868,760		868,760	823,408	45,352	5.5
	小計	4,012,253	△ 70,000	3,942,253	4,003,452	△ 61,199	△ 1.5
合計		22,582,240	△ 287,544	22,294,696	21,547,068	747,628	3.5

## 令和5年度 一般会計補正予算(第9号)総括表

3月31日専決補正予算

歳 入

単位:千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備 考
1. 市 税	2,790,038		2,790,038	
2. 地方譲与税	155,300	13,380	168,680	
3. 利子割交付金	2,000	28	2,028	
4. 配当割交付金	10,000	926	10,926	
5. 株式等譲渡所得割交付金	6,000	5,444	11,444	
6. 法人事業税交付金	35,000	13,945	48,945	
7. 地方消費税交付金	500,000	47,378	547,378	
8. 環境性能割交付金	7,000	2,605	9,605	
9. 地方特例交付金	14,500	380	14,880	
10. 地方交付税	6,216,429	488,798	6,705,227	
11. 交通安全対策特別交付金	2,000		2,000	
12. 分担金及び負担金	110,299	△ 3,675	106,624	
13. 使用料及び手数料	209,299		209,299	
14. 国庫支出金	2,782,734	△ 81,435	2,701,299	
15. 県支出金	1,086,878	△ 6,620	1,080,258	
16. 財産収入	17,507		17,507	
17. 寄 付 金	573,784	△ 77,078	496,706	
18. 繰 入 金	919,875	△ 627,042	292,833	
19. 繰 越 金	842,637		842,637	
20. 諸 収 入	478,786	7,181	485,967	
21. 市 債	1,809,921	△ 2,600	1,807,321	
22. 自動車取得税交付金	0	841	841	
歳 入 合 計	18,569,987	△ 217,544	18,352,443	

歳 出

単位:千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備 考
1. 議 会 費	146,135		146,135	
2. 総 務 費	2,696,764	△ 76,923	2,619,841	
3. 民 生 費	5,951,104	△ 103,712	5,847,392	
4. 衛 生 費	2,434,244		2,434,244	
5. 労 働 費	26,590		26,590	
6. 農林水産業費	612,777	△ 7,178	605,599	
7. 商 工 費	235,646	△ 17,538	218,108	
8. 土 木 費	1,625,158	△ 282	1,624,876	
9. 消 防 費	713,109	△ 18,581	694,528	
10. 教 育 費	1,166,696	0	1,166,696	
11. 災害復旧費	72,795	6,670	79,465	
12. 公 債 費	2,878,969		2,878,969	
13. 予 備 費	10,000		10,000	
歳 出 合 計	18,569,987	△ 217,544	18,352,443	

令和5年度 3月31日専決補正予算 歳入の概要

単位:千円

款	補正前	補正額	補正後	歳入の主なもの			
2 地方譲与税	155,300	13,380	168,680	地方揮発油譲与税	4,018	自動車重量譲与税	9,372
				森林環境譲与税	△ 10		
3 利子割交付金	2,000	28	2,028	利子割交付金	28		
4 配当割交付金	10,000	926	10,926	配当割交付金	926		
5 株式等譲渡所得割交付金	6,000	5,444	11,444	株式等譲渡所得割交付金	5,444		
6 法人事業税交付金	35,000	13,945	48,945	法人事業税交付金	13,945		
7 地方消費税交付金	500,000	47,378	547,378	地方消費税交付金	47,378		
8 環境性能割交付金	7,000	2,605	9,605	環境性能割交付金	2,605		
9 地方特例交付金	14,500	380	14,880	地方特例交付金	△ 553	新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	933
10 地方交付税	6,216,429	488,798	6,705,227	特別交付税	488,798		
12 分担金及び負担金	110,299	△ 3,675	106,624	農地耕作条件改善事業分担金	△ 3,675		
14 国庫支出金	2,782,734	△ 81,435	2,701,299	現年発生公共土木施設災害復旧事業	△ 4,903	物価高騰対応重点支援地方 創生臨時交付金	△ 51,916
				新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	△ 21,124	社会保障・税番号制度システム 整備費等補助金	△ 892
				社会資本整備総合交付金	△ 1,600	文化財保存事業費	△ 1,000
15 県支出金	1,086,878	△ 6,620	1,080,258	担い手育成対策事業(ハード)	△ 6,620		
17 寄付金	573,784	△ 77,078	496,706	ふるさとづくり寄付金	△ 107,578	まち・ひと・しごと創生寄付金	30,500
18 繰入金	919,875	△ 627,042	292,833	減債基金繰入金	△ 555,447	公共施設等整備管理基金繰 入金	△ 57,944
				元気! 勇気! 感動! ごうっ ふるさと基金繰入金	△ 13,651		
20 諸収入	478,786	7,181	485,967	浜田地区広域行政組合精算 金	7,181		
21 市債	1,809,921	△ 2,600	1,807,321	農地耕作条件改善事業	400	公園施設長寿命化事業	1,600
				現年発生農業用施設災害復 旧事業	△ 4,700	地場産業振興センター改修事 業	100
22 自動車取得 税交付金		841	841	自動車取得税交付金	841		
合 計		△ 217,544					

令和5年度 3月31日専決補正予算 歳出の概要 (事業別)

単位:千円

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要							
<b>総務費</b>								
企画費	250,248	△ 47,306	202,942				△ 47,306	
元気！勇気！感動！ ごうつ ふるさと基金積立金	元気！勇気！感動！ごうつ ふるさと基金積立金							
企画費	299,341	△ 60,272	239,069				△ 60,272	
ふるさとづくり寄付金事業	業務委託料 △55,120千円、利用料 △5,152千円							
企画費		30,655	30,655				30,654	1
まち・ひと・しごと創生基金積立金	まち・ひと・しごと創生基金積立金							
<b>民生費</b>								
社会福祉総務費	394,927	△ 31,320	363,607	△ 31,320				
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 (財源:物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 △10,616千円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 △20,704千円)							
社会福祉総務費	144,554	△ 41,300	103,254	△ 41,300				
低所得者世帯支援給付金給付事業	低所得者世帯支援給付金(財源:物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)							
福祉医療費	80,440	△ 10,000	70,440					△ 10,000
福祉医療費助成事業	福祉医療費助成							
子ども医療費	87,177	△ 5,000	82,177					△ 5,000
子ども医療費助成事業	子ども医療費助成費							
生活保護総務費	46,874	△ 16,092	30,782	△ 892				△ 15,200
生活保護運営対策費	システム構築業務委託料 △13,083千円、システム保守業務委託料 △3,009千円							
<b>農林水産業費</b>								
土地改良事業費	148,519	△ 7,178	141,341	△ 178				△ 7,000
下水道事業会計補助金	下水道事業会計補助金(財源:物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金) (通常分 △7,000千円、物価高騰分 △178千円)							
<b>商工費</b>								
商工振興費	40,450	△ 17,538	22,912	△ 13,538				△ 4,000
新型コロナ感染症対策費(商工振興費)	物価高騰・エネルギーコスト削減対策支援補助金(財源:新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)							

令和5年度 3月31日専決補正予算 歳出の概要 (事業別)

単位:千円

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要							
<b>土木費</b>								
公共下水道事業費	256,231	△ 282	255,949	△ 355				73
下水道事業会計補助金	下水道事業会計補助金(財源:物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金) (通常分 73千円、物価高騰分 △355千円)							
<b>消防費</b>								
常備消防費	513,945	△ 18,581	495,364					△ 18,581
広域消防事業	江津邑智消防組合負担金							
<b>災害復旧費</b>								
現年発生農業用施設災害復旧費	18,400	6,670	25,070			△ 4,700		11,370
現年発生農業用施設災害復旧事業	≪起債単独≫ 災害復旧工事費 2,252千円(財源:地方債 △4,700千円、一般財源 6,952千円) ≪単独≫ 修繕料 4,418千円(財源:一般財源)							

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要							
<b>国民健康保険事業特別会計</b>								
	3,141,946	△ 70,000	3,071,946		△ 70,000			
国民健康保険事業特別会計	【歳入】県支出金 △70,000千円 【歳出】一般被保険者療養給付費 △70,000千円							

令和5年度 3月31日専決補正予算 市債の内訳

単位:千円

節名称	市債の内訳				予算額の内訳													
	説明名称	市債分類番号	補正前	補正額	補正後	1.公共事業等	3-1.災害復旧・単独	3-2.災害復旧・補助	6-2.一般補助施設整備等	7.一般単独(7-3~6は内書き)					8.辺地対策	9.過疎対策	14.臨時財政対策	
			現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)					7.一般単独計	7-3.内緊急防災	7-4.内公共施設等	7-5.内緊急自然災害	7-6.内緊急浸漬				
										現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)				
総務債	過疎対策事業(ソフト事業)(別記参照)	9	131,700		131,700												131,700	
	市民センター整備事業	9	(3,000)		(3,000)													(3,000)
社会福祉債	高齢者生活福祉センター整備事業	9	29,800		29,800													29,800
児童福祉債	保育所等整備事業	9	2,500		2,500													2,500
衛生債	地域医療支援対策事業	9	400,000		400,000													400,000
	火葬場整備事業	9	2,200		2,200													2,200
	エコクリーンセンター整備事業(浜田地区広域行政組合負担金)	9	711,000		711,000													711,000
	ごみ処理残渣等運搬車整備事業	9	10,000		10,000													10,000
農業債	農道整備事業	9	12,100		12,100													12,100
	農地耕作条件改善事業	6	1,900	400	2,300				2,300									
	ライスセンター再編整備事業	9	(13,600)		(13,600)													(13,600)
林業債	林業専用道開設事業	8	19,200		19,200										19,200			
	災害関連緊急治山事業	7	(37,500)		(37,500)					(37,500)			(37,500)					
	現年発生林地崩壊防止事業	7	(2,100)		(2,100)					(2,100)			(2,100)					
商工債	地場産業振興センター改修事業	9	6,900	100	7,000													7,000
	風の国施設整備事業	9	3,000		3,000													3,000
道路橋梁債	公共施設等適正管理推進事業	7	8,600 (22,400)		8,600 (22,400)					8,600 (22,400)		8,600 (22,400)						
	道路補修事業	9	40,200		40,200													40,200
	市道敬川試験場線側溝改良事業	9	2,100		2,100													2,100
	橋梁長寿命化事業	9	31,000 (9,900)		31,000 (9,900)													31,000 (9,900)
	通学路整備事業	9	34,500 (25,700)		34,500 (25,700)													34,500 (25,700)
	落石対策事業	1	18,900 (11,800)		18,900 (11,800)	18,900 (11,800)												
	道路ストック修繕事業	1	(9,800)		(9,800)	(9,800)												
河川債	緊急浸漬推進事業	7	10,000 (6,500)		10,000 (6,500)					10,000 (6,500)			10,000 (6,500)					
	急傾斜地崩壊対策事業	1・7	1,500		1,500	1,000				500			500					
都市計画債	公園施設長寿命化事業	9	23,700	1,600	25,300													25,300
	東高浜市街地整備事業	9	18,500		18,500													18,500
	本町街なみ整備事業	9	8,400		8,400													8,400
	有福温泉街なみ整備事業	8																
	石見海浜公園整備事業(県営)	9	5,000		5,000													5,000
	防災集団移転促進事業	6	16,000 (12,000)		16,000 (12,000)					16,000 (12,000)								
	川越地区都市防災総合推進事業	9	(1,500)		(1,500)													(1,500)
消防債	防災施設整備事業	7・8	59,800 (12,600)		59,800 (12,600)					52,600 (12,600)	52,600 (12,600)				7,200			
	緊急自動車等更新事業(江津邑智消防組合負担金)	9	14,000		14,000													14,000
	消火栓整備事業	7	4,100		4,100					4,100	4,100							
	防火水槽整備事業	8	12,500		12,500										12,500			
小学校債	大規模改修事業	9	24,500		24,500													24,500

令和5年度 3月31日専決補正予算 市債の内訳

単位:千円

節名称	市債の内訳				予算額の内訳														
	説明名称	市債分類番号	補正前	補正額	補正後	1.公共事業等	3-1.災害復旧・単独	3-2.災害復旧・補助	6-2.一般補助施設整備等	7.一般単独(7-3~6は内書き)					8.辺地対策	9.過疎対策	14.臨時財政対策		
			現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)					現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	現年分(繰越分)	7-3.内緊急防災				7-4.内公共施設等	7-5.内緊急自然災害
中学校債	大規模改修事業	9	32,500		32,500													32,500	
	スクールバス整備事業	9	1,200		1,200													1,200	
教育債	学校給食費	9	25,900		25,900													25,900	
公共土木施設等災害復旧債	現年発生公共土木施設災害復旧事業	3	23,600		23,600		20,800	2,800											
	過年発生公共土木施設災害復旧事業	3	7,000		7,000			7,000											
農林水産施設災害復旧債	現年発生農業用施設災害復旧事業	3	9,900	△ 4,700	5,200		4,800	400											
	過年発生農業用施設災害復旧事業	3	(900)		(900)			(900)											
	現年発生林道災害復旧事業	3	200		200		200												
臨時財政対策債	臨時財政対策債	14	46,021		46,021														46,021
市債・現年分合計				△ 2,600			△ 4,700		400									1,700	
市債・繰越分合計 ( )書き			(169,300)		(169,300)	(21,600)		(900)	(12,000)	(81,100)	(12,600)	(22,400)	(39,600)	(6,500)			(53,700)		
市債・現年分 繰越分 合計			1,979,221	△ 2,600	1,976,621	41,500	25,800	11,100	30,300	156,900	69,300	31,000	40,100	16,500	38,900	1,626,100	46,021		

## 条 例 議 案 に つ い て

- 議案第 29 号 江津市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 30 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 31 号 江津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 32 号 江津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 33 号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 34 号 江津市地域経済牽引事業の促進を重点的に図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 35 号 地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 29 号

<p>条 例 名</p>	<p>江津市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞 じゅつ金条例の一部を改正する条例</p>	<p>区分</p>	<p>一部改正</p>
<p>制定の理由</p>	<p>平成18年9月の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p>		
<p>条例の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2条及び別表の備考中の障害の等級等の引用先を非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令の規定に改める。</li> </ul>		
<p>施行期日</p>	<p>公布の日（適用：令和6年4月1日）</p>		
<p>関連例規等</p>			
<p>備 考</p>			

江津市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（昭和39年江津市条例第287号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）																								
<p>（賞じゅつ金授与の要件）</p> <p>第2条 市長は、消防吏員及び消防団員が消防作業に従事するに当たって、一身の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのため死亡し又は障害の状態_____</p> <p>_____</p> <p>_____となった場合においては、賞じゅつ金を授与することができる。</p> <p>第3条～第6条 [略]</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>障害者賞じゅつ金</p> <table border="1" data-bbox="237 1040 1106 1329"> <thead> <tr> <th>障害の等級</th> <th>功労の程度による支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1級</td> <td>20,600,000円以下 4,900,000円以上</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td>15,500,000円以下 4,600,000円以上</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td>13,600,000円以下 4,100,000円以上</td> </tr> <tr> <td>第4級</td> <td>12,100,000円以下 3,600,000円以上</td> </tr> <tr> <td>第5級</td> <td>10,300,000円以下 3,100,000円以上</td> </tr> </tbody> </table>	障害の等級	功労の程度による支給額	第1級	20,600,000円以下 4,900,000円以上	第2級	15,500,000円以下 4,600,000円以上	第3級	13,600,000円以下 4,100,000円以上	第4級	12,100,000円以下 3,600,000円以上	第5級	10,300,000円以下 3,100,000円以上	<p>（賞じゅつ金授与の要件）</p> <p>第2条 市長は、消防吏員及び消防団員が消防作業に従事するに当たって、一身の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのため死亡し又は障害の状態<u>（非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成18年総務省令第110号。以下「省令」という。）別表第2に定める第1級から第8級までの障害等級に該当する障害がある状態をいう。以下同じ。）</u>となった場合においては、賞じゅつ金を授与することができる。</p> <p>第3条～第6条 [略]</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>障害者賞じゅつ金</p> <table border="1" data-bbox="1133 1040 2002 1329"> <thead> <tr> <th>障害の等級</th> <th>功労の程度による支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1級</td> <td>20,600,000円以下 4,900,000円以上</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td>15,500,000円以下 4,600,000円以上</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td>13,600,000円以下 4,100,000円以上</td> </tr> <tr> <td>第4級</td> <td>12,100,000円以下 3,600,000円以上</td> </tr> <tr> <td>第5級</td> <td>10,300,000円以下 3,100,000円以上</td> </tr> </tbody> </table>	障害の等級	功労の程度による支給額	第1級	20,600,000円以下 4,900,000円以上	第2級	15,500,000円以下 4,600,000円以上	第3級	13,600,000円以下 4,100,000円以上	第4級	12,100,000円以下 3,600,000円以上	第5級	10,300,000円以下 3,100,000円以上
障害の等級	功労の程度による支給額																								
第1級	20,600,000円以下 4,900,000円以上																								
第2級	15,500,000円以下 4,600,000円以上																								
第3級	13,600,000円以下 4,100,000円以上																								
第4級	12,100,000円以下 3,600,000円以上																								
第5級	10,300,000円以下 3,100,000円以上																								
障害の等級	功労の程度による支給額																								
第1級	20,600,000円以下 4,900,000円以上																								
第2級	15,500,000円以下 4,600,000円以上																								
第3級	13,600,000円以下 4,100,000円以上																								
第4級	12,100,000円以下 3,600,000円以上																								
第5級	10,300,000円以下 3,100,000円以上																								

第6級	9,000,000円以下 2,800,000円以上
第7級	7,600,000円以下 2,300,000円以上
第8級	6,400,000円以下 1,900,000円以上

備考

- 1 障害の等級は、政令別表第3に定める障害の等級による。
- 2 障害の等級及び金額の決定については、政令第6条第2項から第6項（第3項第1号を除く。）までの規定の例による。

\_\_\_\_\_

第6級	9,000,000円以下 2,800,000円以上
第7級	7,600,000円以下 2,300,000円以上
第8級	6,400,000円以下 1,900,000円以上

備考

- 1 障害の等級は、省令別表第2に定める障害の等級による。
- 2 障害の等級及び金額の決定については、政令第6条第5項から第8項まで（第6項第1号を除く。）及び省令第3条第2項の規定の例による。

議案第 30 号			
条 例 名	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	地方公務員災害補償法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。		
条例の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常勤の船員について、地方公務員災害補償法の規定を適用することとなったため、船員に関する部分を削る。</li> </ul>		
施行期日	公布の日		
関連例規等			
備 考			

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年江津市条例第391号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>（職員）</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で次の各号に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>（1）〔略〕</p> <p>（2）<u>船員保険法（昭和14年法律第73号）に基づく船員保険の被保険者（同法第20条の規定による被保険者を除く。）</u></p> <p>（3）〔略〕</p> <p>（4）〔略〕</p> <p>第2条の2～第15条 〔略〕</p> <p>（この条例に定めがない事項）</p> <p>第16条 この章に定めるもののほか、補償に関し必要な事項については、法第3章（第24条、第25条、第39条の2、第45条、<u>第46条及び第46条の2（船員である職員に関する部分に限る。）</u>を除く。）の規定の例による。</p>	<p>（職員）</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で次の各号に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>（1）〔略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>（2）〔略〕</p> <p>（3）〔略〕</p> <p>第2条の2～第15条 〔略〕</p> <p>（この条例に定めがない事項）</p> <p>第16条 この章に定めるもののほか、補償に関し必要な事項については、法第3章（第24条、第25条、第39条の2、第45条<u>及び第46条</u>）<u>の規定の例による。</u></p>

議案第 31 号			
条 例 名	江津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	<p>本条例の基準省令である「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）」が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。</p>		
条例の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満3歳児以上満4歳児未満の児童の保育士等配置基準  おおむね20人に1人以上 ⇒ おおむね15人に1人以上</li> <li>・ 満4歳児以上の児童の保育士等配置基準  おおむね30人に1人以上 ⇒ おおむね25人に1人以上</li> </ul>		
施行期日	公布の日		
関連例規等			
備 考			

江津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年江津市条例第22号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>（職員）</p> <p>第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>（4） 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 [略]</p> <p>第30条 [略]</p> <p>第3節 小規模保育事業B型</p>	<p>（職員）</p> <p>第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>（4） 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 [略]</p> <p>第30条 [略]</p> <p>第3節 小規模保育事業B型</p>

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) [略]

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）  
おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 [略]

第32条～第43条 [略]

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) [略]

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）  
おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 [略]

第32条～第43条 [略]

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1)・(2) [略]

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 [略]

第45条・第46条 [略]

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1)・(2) [略]

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 [略]

第45条・第46条 [略]

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市

長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) [略]

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)  
おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 [略]

長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) [略]

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)  
おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 [略]

議案第 32 号

<p>条 例 名</p>	<p>江津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p>	<p>区分</p>	<p>一部改正</p>
<p>制定の理由</p>	<p>本条例の基準府令である「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）」が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。</p>		
<p>条例の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の重要事項の書面掲示の義務付けを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととするもの。</li> </ul>		
<p>施行期日</p>	<p>公布の日</p>		
<p>関連例規等</p>			
<p>備 考</p>			

江津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年江津市条例第21号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>（<u>掲示</u>）</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示</u>しなければ</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>ならない。</p>	<p>（<u>掲示等</u>）</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示</u>するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p>

議案第 33 号

<p>条 例 名</p>	<p>過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>区分</p>	<p>一部改正</p>
<p>制定の理由</p>	<p>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）の一部を改正する省令により、所要の改正を行う。</p>		
<p>条例の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課税免除となる対象設備の取得期限について、3年の延長を行う。 令和6年3月31日 → 令和9年3月31日</li> </ul>		
<p>施行期日</p>	<p>公布の日（適用：令和6年4月1日）</p>		
<p>関連例規等</p>			
<p>備 考</p>			

過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成16年江津市条例第70号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>（過疎地域における固定資産税の課税免除）</p> <p>第2条 法第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であって江津市が定めるもの（以下「持続的発展計画」という。）に記載された産業振興促進区域（同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。以下同じ。）内において、青色申告書を提出する法人又は個人が、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「施行令」という。）第6条の3第14項又は第28条の9第15項に規定する情報サービス業をいう。以下同じ。）、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供するため、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号又は第45条第3項の表の第1号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。ただし、施行令第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等</p>	<p>（過疎地域における固定資産税の課税免除）</p> <p>第2条 法第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であって江津市が定めるもの（以下「持続的発展計画」という。）に記載された産業振興促進区域（同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。以下同じ。）内において、青色申告書を提出する法人又は個人が、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「施行令」という。）第6条の3第14項又は第28条の9第15項に規定する情報サービス業をいう。以下同じ。）、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供するため、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和9年3月31日までの間に、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号又は第45条第3項の表の第1号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。ただし、施行令第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等</p>

(以下「資本金の額等」という。)が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。以下この条において同じ。)をした場合には、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた土地に限る。)に対して課すべき固定資産税は、当該固定資産税が新たに課税されることとなる年度から3年度分限り課税を免除する。

(1)・(2) [略]

(以下「資本金の額等」という。)が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。以下この条において同じ。)をした場合には、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた土地に限る。)に対して課すべき固定資産税は、当該固定資産税が新たに課税されることとなる年度から3年度分限り課税を免除する。

(1)・(2) [略]

議案第 34 号			
条 例 名	江津市地域経済牽引事業の促進を重点的に 図るべき区域における固定資産税の課税免 除に関する条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に 関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19 年総務省令第94号）の一部を改正する省令により、所要の改 正を行う。		
条例の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税免除となる対象設備の取得期限について、延長を行う。 地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日か ら 起算して5年以内 → 令和7年3月31日まで</li> </ul>		
施行期日	公布の日（適用：令和3年4月1日）		
関連例規等			
備 考			

江津市地域経済牽引事業の促進を重点的に図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成20年江津市条例第30号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>（課税免除）</p> <p>第2条 地域未来投資促進法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、地域未来投資促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年以内 に、地域未来投資促進法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した場合には、当該法人又は個人に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以降に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）については、新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分に限り、固定資産税を課さない。</p>	<p>（課税免除）</p> <p>第2条 地域未来投資促進法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、地域未来投資促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から令和7年3月31日までに、地域未来投資促進法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した場合には、当該法人又は個人に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以降に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）については、新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分に限り、固定資産税を課さない。</p>

議案第 35 号			
条 例 名	地方活力向上地域における固定資産税の不 均一課税に関する条例の一部を改正する条 例	区分	一部改正
制定の理由	地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平 成27年総務省令第73号）の一部を改正する省令により、所 要の改正を行う。		
条例の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>不均一課税となる対象設備の取得期限について、2年の延長 を行う。 令和6年3月31日 → 令和8年3月31日</li> </ul>		
施行期日	公布の日（適用：令和6年4月1日）		
関連例規等			
備 考			

地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年江津市条例第9号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>（固定資産税の不均一課税）</p> <p>第2条 省令第1条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間（本市の区域が当該期間内に当該地方活力向上地域に該当しないこととなる場合には、公示日からその該当しないこととなる日までの期間）に、法第17条の2第3項の規定による地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者については、当該特別償却設備である機械及び装置、家屋又は構築物並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、当該設備を新設し、又は増設した日の属する年の翌年（当該日が1月1日である場合においては、当該日の属する年）の4月1日の属する年度から3年度分について、江津市税条例（昭和29年江津市条例第41号）第62条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</p> <p>[略]</p>	<p>（固定資産税の不均一課税）</p> <p>第2条 省令第1条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から令和8年3月31日までの間（本市の区域が当該期間内に当該地方活力向上地域に該当しないこととなる場合には、公示日からその該当しないこととなる日までの期間）に、法第17条の2第3項の規定による地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者については、当該特別償却設備である機械及び装置、家屋又は構築物並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、当該設備を新設し、又は増設した日の属する年の翌年（当該日が1月1日である場合においては、当該日の属する年）の4月1日の属する年度から3年度分について、江津市税条例（昭和29年江津市条例第41号）第62条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</p> <p>[略]</p>

令和6年度

6月補正予算

予算のあらまし  
及び事業概要



令和6年度 江津市補正予算総括表

6月補正予算

単位:千円

会計別	補正前の額	補正額	補正後計	令和5年度 同期補正後 予算額	比較増減	増減率 (%)	
一般会計	18,474,000	△ 785,520	17,688,480	15,919,970	1,768,510	11.1	
特別会計	国民健康保険事業	3,172,377		3,172,377	3,093,105	79,272	2.6
	国民健康保険診療所事業	1,531		1,531	2,268	△ 737	△ 32.5
	後期高齢者医療事業	870,217		870,217	861,672	8,545	1.0
	小計	4,044,125	0	4,044,125	3,957,045	87,080	2.2
合計	22,518,125	△ 785,520	21,732,605	19,877,015	1,855,590	9.3	

令和6年度 一般会計補正予算(第1号)総括表

6月補正予算

歳入

単位:千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備考
1. 市 税	2,720,914		2,720,914	
2. 地方譲与税	171,100		171,100	
3. 利子割交付金	2,000		2,000	
4. 配当割交付金	10,000		10,000	
5. 株式等譲渡所得割交付金	10,000		10,000	
6. 法人事業税交付金	45,000		45,000	
7. 地方消費税交付金	530,000		530,000	
8. 環境性能割交付金	9,000		9,000	
9. 地方特例交付金	13,000		13,000	
10. 地方交付税	6,160,000		6,160,000	
11. 交通安全対策特別交付金	2,000		2,000	
12. 分担金及び負担金	105,358		105,358	
13. 使用料及び手数料	208,322		208,322	
14. 国庫支出金	2,367,601	4,312	2,371,913	
15. 県支出金	1,401,440	1,067	1,402,507	
16. 財産収入	15,630		15,630	
17. 寄 付 金	403,500	7,500	411,000	
18. 繰 入 金	1,380,497	△ 2,399	1,378,098	
19. 繰 越 金	10,000		10,000	
20. 諸 収 入	543,138	3,500	546,638	
21. 市 債	2,365,500	△ 799,500	1,566,000	
歳入合計	18,474,000	△ 785,520	17,688,480	

歳出

単位:千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備考
1. 議 会 費	139,792		139,792	
2. 総 務 費	2,712,890	11,236	2,724,126	
3. 民 生 費	5,703,230	1,760	5,704,990	
4. 衛 生 費	2,112,323	△ 792,600	1,319,723	
5. 労 働 費	36,736		36,736	
6. 農林水産業費	1,422,178		1,422,178	
7. 商 工 費	199,972	△ 6,916	193,056	
8. 土 木 費	1,753,958		1,753,958	
9. 消 防 費	677,361	0	677,361	
10. 教 育 費	1,702,352	1,000	1,703,352	
11. 災害復旧費	300		300	
12. 公 債 費	2,002,908		2,002,908	
13. 予 備 費	10,000		10,000	
歳出合計	18,474,000	△ 785,520	17,688,480	

令和6年度 6月補正予算 歳入の概要

単位:千円

款	補正前	補正額	補正後	歳入の主なもの	
14 国庫支出金	2,367,601	4,312	2,371,913	消防団設備整備費補助金	4,312
15 県支出金	1,401,440	1,067	1,402,507	島根就職支援事業費補助金	67 学校現場業務改善実践研究事業委託金 1,000
17 寄付金	403,500	7,500	411,000	まち・ひと・しごと創生寄付金	7,500
18 繰入金	1,380,497	△ 2,399	1,378,098	財政調整基金繰入金	△ 1,345 元気! 勇気! 感動! ごうつふるさと基金繰入金 △ 1,208
				まち・ひと・しごと創生基金繰入金	154
20 諸収入	543,138	3,500	546,638	地域活性化センター事業助成金	3,500
21 市債	2,365,500	△ 799,500	1,566,000	地域医療支援対策事業	△ 100,000 エコクリーンセンター整備事業 △ 692,600
				地場産業振興センター改修事業	△ 6,900
合 計		△ 785,520			

令和6年度 6月補正予算 歳出の概要 (事業別)

単位:千円

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要							
<b>総務費</b>								
一般管理費	524,157	5,523	529,680				5,523	
一般職人件費	特定任期付職員人件費(財源:企業版ふるさと寄付金)							
企画費	22,721	1,000	23,721					1,000
企画費	東京島根県人会補助金							
企画費	36,242	1,123	37,365				923	200
地域再生計画推進事業	波子駅リブランディング事業(需用費、旅費等) 1,123千円(財源:企業版ふるさと寄付金) 【財源組替】企業版ふるさと寄付金 1,977千円、企業版ふるさと基金繰入金 154千円、ふるさと基金繰入金 △1,208千円							
地域振興費	11,516	90	11,606		67			23
定住促進総合対策事業	就職支援事業補助金							
地域振興費	4,080	3,500	7,580				3,500	
地域の活力創出事業	地域活性化支援事業補助金(財源:地域活性化センター事業助成金) (移住・定住・交流推進支援事業 2,000千円、地方創生に向けてがんばる地域応援事業 1,500千円)							
<b>民生費</b>								
生活保護総務費	9,866	1,760	11,626					1,760
生活保護運営対策費	生活保護システム改修業務委託料							
<b>衛生費</b>								
保健衛生総務費	355,316	△ 100,000	255,316			△ 100,000		
地域医療支援対策事業	電子カルテシステム整備費補助(西部島根医療福祉センター) 令和5年度予算計上に伴う減額							
清掃総務費	963,678	△ 692,600	271,078			△ 692,600		
浜田地区広域行政組合負担金	浜田地区広域行政組合負担金(エコクリーンセンター基幹改良工事分) 令和5年度予算計上に伴う減額							
<b>商工費</b>								
商工振興費	24,549	△ 6,916	17,633			△ 6,900		△ 16
地場産業振興センター運営事業	エレベーター更新実施設計業務委託料 △4,448千円、附属設備改良工事費(3階大会議室LED化、揚水ポンプ更新) △2,468千円 令和5年度予算計上に伴う減額							
<b>教育費</b>								
事務局費	16,918	1,000	17,918		1,000			
事務局費	学校現場業務改善実践研究事業(旅費、需用費、役務費)							

令和6年度 6月補正予算 市債の内訳

単位:千円

節名称	市債の内訳					予算額の内訳										
	説明名称	市債分類番号	補正前	補正額	補正後	1.公共事業等	5-2.一般補助施設整備等	6.一般単独(6-3~6は内書き)					7.辺地対策	8.過疎対策	13.臨時財政対策	
								6.一般単独計	6-3.内緊急防災	6-4.内公共施設等	6-5.内緊急自然災害	6-6.内緊急浸漬				
総務債	過疎対策事業(ソフト事業)	8	99,100		99,100									99,100		
	市民センター整備事業	8	2,700		2,700									2,700		
	有福温泉公衆浴場整備事業	7	1,900		1,900								1,900			
	地域コミュニティ交流センター整備事業	8	4,400		4,400									4,400		
	生活交通バス整備事業	8	12,000		12,000									12,000		
	江津ひと・まちプラザ整備事業	8	4,100		4,100									4,100		
社会福祉債	高齢者生活福祉センター整備事業	8	6,200		6,200									6,200		
児童福祉債	保育所等整備事業	8	91,000		91,000									91,000		
衛生債	地域医療支援対策事業	8	100,000	△ 100,000												
	エコクリーンセンター整備事業	8	692,600	△ 692,600												
	汚泥共同処理施設周辺整備事業	8	15,800		15,800									15,800		
	リサイクル推進施設事業	7	3,200		3,200								3,200			
	不燃物処理場整備事業	8	39,400		39,400									39,400		
農業債	農道整備事業	8	15,600		15,600									15,600		
	農地耕作条件改善事業	5	4,500		4,500		4,500									
	ライスセンター再編整備事業	8	467,000		467,000									467,000		
林業債	災害関連緊急治山事業	6	11,600		11,600			11,600			11,600					
	林業専用道開設事業	7	23,500		23,500								23,500			
商工債	地場産業振興センター改修事業	8	6,900	△ 6,900												
	風の国施設整備事業	8	2,800		2,800									2,800		
道路橋梁債	公共施設等適正管理推進事業	6・8	43,500		43,500			13,500		13,500				30,000		
	市道敬川試験場線側溝改良事業	8	15,300		15,300									15,300		
	橋梁長寿命化事業	7・8	25,900		25,900								4,500	21,400		
	通学路整備事業	8	64,700		64,700									64,700		
	落石対策事業	1	9,100		9,100	9,100										
河川債	緊急浸漬推進事業	6	10,000		10,000			10,000				10,000				
	急傾斜地崩壊対策事業	6	2,000		2,000			2,000		2,000						
都市計画債	公園施設長寿命化事業	8	14,300		14,300									14,300		
	東高浜市街地整備事業	8	29,100		29,100									29,100		
	石見海浜公園整備事業(県営)	8	19,300		19,300									19,300		
	防災集団移転促進事業	5・8	133,600		133,600		63,300							70,300		
	中央公園整備事業	8	26,500		26,500									26,500		
消防債	消火栓整備事業	6	5,600		5,600			5,600	5,600							
	高機能消防指令センター更新事業	8	28,300		28,300									28,300		
小学校債	大規模改修事業	8	244,000		244,000									244,000		
	学校建設事業	8	10,200		10,200									10,200		
中学校債	大規模改修事業	8	48,300		48,300									48,300		
教育債	学校給食費	8	11,500		11,500									11,500		
臨時財政対策債	臨時財政対策債	13	20,000		20,000											20,000
市債・現年分合計			2,365,500	△ 799,500	1,566,000	9,100	67,800	42,700	5,600	13,500	13,600	10,000	33,100	1,393,300		20,000

## 江津市国民健康保険の令和6年度保険料率について

◆保険料率算定参考資料

		医療分	後期分	介護分	合計	
費用	令和6年度 国民健康保険事業納付金	475,112 千円	131,299 千円	35,011 千円	641,422 千円	
	保険給付費	出産育児一時金	6,000 千円	千円	千円	6,000 千円
		葬祭費	1,800 千円	千円	千円	1,800 千円
		傷病手当金	0 千円	千円	千円	0 千円
	保健事業費	保健事業費	16,832 千円	千円	千円	16,832 千円
		特定健康診査等事業費	22,976 千円	千円	千円	22,976 千円
繰出金	直営施設勘定(診療所)繰出金	629 千円	千円	千円	629 千円	
計 (A)		523,349 千円	131,299 千円	35,011 千円	689,659 千円	
財源 (現年分保険料以外)	保険料	過年度分保険料	3,375 千円	890 千円	694 千円	4,959 千円
	県補助金	特別交付金(特定健診分)	12,277 千円	千円	千円	12,277 千円
		特別交付金(診療所繰出金分)	629 千円	千円	千円	629 千円
		特別交付金(保険者努力支援分)	11,506 千円	千円	千円	11,506 千円
		特別交付金(県繰入金分)	16,837 千円	千円	千円	16,837 千円
		特別交付金(国特別調整交付金分)	50,777 千円	千円	千円	50,777 千円
		特別交付金(傷病手当金分)	0 千円	千円	千円	0 千円
	一般会計繰入金	基盤安定費(保険者支援分)	30,491 千円	8,716 千円	2,535 千円	41,742 千円
		未就学児均等割分	420 千円	千円	千円	420 千円
		保健事業事務費分	12 千円	千円	千円	12 千円
		出産育児一時金分	4,000 千円	千円	千円	4,000 千円
		保険財政安定化支援分	8,416 千円	30,297 千円	2,748 千円	41,461 千円
		産前産後保険料分	120 千円	千円	千円	120 千円
		その他繰入金	18,025 千円	千円	千円	18,025 千円
	その他	財政調整基金繰入金	32,765 千円	9,054 千円	2,414 千円	44,233 千円
		繰越金等	12,459 千円	千円	千円	12,459 千円
	計 (B)		202,109 千円	48,957 千円	8,391 千円	259,457 千円
	現年分保険料必要額 (C) (A)-(B)		321,240 千円	82,342 千円	26,620 千円	430,202 千円
	現年分保険料 (軽減分繰入を含む)	令和6年度料率による保険料	255,082 千円	74,571 千円	24,757 千円	354,410 千円
		基盤安定費(軽減分)	66,158 千円	7,771 千円	1,863 千円	75,792 千円
計 (D)		321,240 千円	82,342 千円	26,620 千円	430,202 千円	
令和6年度料率	所得割	9.2 %	2.8 %	2.7 %	14.7 %	
	均等割	27,200 円	7,300 円	9,500 円	44,000 円	
	平等割	17,800 円	4,700 円	4,600 円	27,100 円	
【参考】						
令和5年度料率	所得割	9.2 %	2.4 %	2.7 %	14.3 %	
	均等割	24,700 円	6,600 円	8,600 円	39,900 円	
	平等割	16,200 円	4,300 円	4,200 円	24,700 円	
標準保険料率	所得割	7.72 %	3.00 %	2.51 %	13.2 %	
	均等割	33,040 円	12,518 円	12,739 円	58,297 円	
	平等割	21,136 円	8,008 円	6,195 円	35,339 円	

◆被保険者等の状況

		令和6年度 (料率試算時)	令和5年度 (料率試算時)	比較	
世帯数		2,972 世帯	3,171 世帯	▲ 199 世帯	
被保険者数		4,055 人	4,348 人	▲ 293 人	
軽減の状況	医療分・後期分	7割軽減	1,060 世帯	1,166 世帯	▲ 106 世帯
			1,260 人	1,365 人	▲ 105 人
		5割軽減	546 世帯	580 世帯	▲ 34 世帯
			805 人	875 人	▲ 70 人
		2割軽減	356 世帯	360 世帯	▲ 4 世帯
			568 人	571 人	▲ 3 人
	計	1,962 世帯	2,106 世帯	▲ 144 世帯	
		2,633 人	2,811 人	▲ 178 人	
	介護分	7割軽減	324 世帯	333 世帯	▲ 9 世帯
			344 人	356 人	▲ 12 人
		5割軽減	125 世帯	126 世帯	▲ 1 世帯
			141 人	141 人	0 人
		2割軽減	89 世帯	85 世帯	4 世帯
			103 人	102 人	1 人
計	538 世帯	544 世帯	▲ 6 世帯		
	588 人	599 人	▲ 11 人		
限度額超過の状況	医療分	23 世帯	25 世帯	▲ 2 世帯	
	後期分	12 世帯	13 世帯	▲ 1 世帯	
	介護分	13 世帯	19 世帯	▲ 6 世帯	

◆医療費の状況（国保連速報値）

	令和5年度	令和4年度	比較
平均被保険者数	4,187 人	4,372 人	▲ 185 人
費用額(3月～2月)	2,647,329 千円	2,582,997 千円	64,332 千円
1人当たり費用額	632,235 円	590,737 円	41,498 円

◆国民健康保険財政調整基金の状況

令和4年度末残高	239,774 千円
令和5年度末残高(見込)	239,778 千円
令和6年度末残高(見込)	195,555 千円

※令和6年度に、運用収入 10千円 の積立てと県納付金財源44,233千円 の取崩しを予定

令和6年度 国民健康保険事業特別会計 本算定見込

【歳入】

(単位:千円)

区 分			令和6年度 本算定見込	令和6年度 当初予算	比較	
保険料	一般分	現年分	医療給付費分	255,082	305,503	▲ 50,421
			高齢者支援金分	74,571	81,612	▲ 7,041
			介護納付金分	24,757	28,142	▲ 3,385
	滞納繰越分		医療給付費分	3,375	3,375	0
			高齢者支援金分	890	890	0
			介護納付金分	694	694	0
合 計			359,369	420,216	▲ 60,847	
使用料及び手数料			157	157	0	
国庫支出金			0	0	0	
県支出金	県補助金	県普通交付金	2,394,472	2,394,472	0	
		県特別交付金	93,785	93,785	0	
	合 計			2,488,257	2,488,257	0
基金運用収入			10	10	0	
一般会計繰入金	基盤安定	軽減分	75,792	80,906	▲ 5,114	
		保険者支援	41,742	42,872	▲ 1,130	
	未就学児均等割		420	420	0	
	職員給与費等		73,265	73,265	0	
	出産育児一時金等		4,000	4,000	0	
	財政安定化支援		41,461	41,461	0	
	産前産後保険料繰入金		120	120	0	
	その他の繰入金		18,025	18,025	0	
合 計			254,825	261,069	▲ 6,244	
財政調整基金繰入金			44,233	0	44,233	
前年度繰越金			23,900	1,000	22,900	
その他の収入			15,636	1,668	13,968	
歳入合計			3,186,387	3,172,377	14,010	

【試算にあたって見直しを行った科目】

※網掛け部分

- 保険料(現年分) 再計算
- 一般会計繰入\_基盤安定 再計算
- 財政調整基金繰入金 財源不足額に充てるもの
- 前年度繰越金 R5決算見込みによる
- その他の収入 R5療養給付費返還金収入

【歳出】

(単位:千円)

区 分		令和6年度 本算定見込	令和6年度 当初予算	比較	
総務費	一般管理費(人件費)	39,322	39,322	0	
	一般管理費	28,870	28,870	0	
	連合会負担金	2,185	2,185	0	
	賦課徴収費	3,738	3,738	0	
	滞納処分費	484	484	0	
	運営協議会費	295	295	0	
	趣旨普及費	341	341	0	
合 計		75,235	75,235	0	
保険給付費	療養諸費	一般被保険者療養給付費	2,025,000	2,025,000	0
		一般被保険者療養費	8,000	8,000	0
		審査支払手数料	5,971	5,971	0
	小 計		2,038,971	2,038,971	0
	高額療養費	一般被保険者	355,000	355,000	0
	高額介護合算	一般被保険者	500	500	0
	出産育児諸費		6,000	6,000	0
	葬祭諸費		1,800	1,800	0
	傷病手当金		0	0	0
	移送費		1	1	0
合 計		2,402,272	2,402,272	0	
国民健康保険事業納付金	一般被保険者医療給付分	475,112	475,112	0	
	一般被保険者後期高齢者支援金分	131,299	131,299	0	
	介護納付金分	35,011	35,011	0	
合 計		641,422	641,422	0	
共同事業拠出金(その他事務費)		1	1	0	
保健衛生普及費		16,832	16,832	0	
特定健康診査等		22,976	22,976	0	
財政調整基金積立金	運用収入分	10	10	0	
	繰越金分等	0	0	0	
諸支出金	保険料還付金	3,000	3,000	0	
	償還金	14,010	0	14,010	
	診療所繰出金	629	629	0	
予備費		10,000	10,000	0	
歳出合計		3,186,387	3,172,377	14,010	

【試算にあたって見直しを行った科目】

※網掛け部分

○償還金

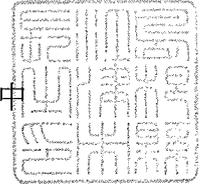
県普通交付金返還金(R5診療分の精算)

14,000千円

江 保 第 5 1 号  
令和 6 年 5 月 2 0 日

江津市国民健康保険運営協議会  
会長 高橋 百合子 様

江津市長 中 村 中



令和 6 年度江津市国民健康保険料率について（諮問）

安定して国民健康保険を運営するため、保険料率について、下記のとおり諮問いたします。

記

○令和 6 年度江津市国民健康保険料率について

令和 6 年度国民健康保険事業費納付金を確実に納付し、効果的な保健事業を実施するため、令和 6 年度の保険料率は次のようにしたい。

医療給付費分	所得割	基準総所得金額の	9.2%
	均等割	被保険者 1 人につき	27,200 円
	平等割	1 世帯につき	17,800 円
後期高齢者支援金分	所得割	基準総所得金額の	2.8%
	均等割	被保険者 1 人につき	7,300 円
	平等割	1 世帯につき	4,700 円
介護納付金分	所得割	基準総所得金額の	2.7%
	均等割	被保険者 1 人につき	9,500 円
	平等割	1 世帯につき	4,600 円

江国運協第2号  
令和6年5月20日

江津市長 中村 中 様

江津市国民健康保険運営協議会  
会長 高橋 百合子



令和6年度江津市国民健康保険料率について（答申）

令和6年5月20日付け江保第51号で諮問のあったことについて、令和6年5月20日開催の運営協議会において審議した結果、諮問の内容について異議ない旨決定しましたので答申いたします。

なお、国民健康保険の健全運営を図るため、引き続き保険料収納率の向上対策と医療費の抑制対策に努められますよう申し添えます。

(有)ふるさと支援センターめぐみ  
令和5年 事業及び決算の報告並びに  
令和6年 事業計画について



## 第1号議案

# 令和5年（第25期）事業報告

（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

令和5年は蔓延した新型コロナもほぼおさまり、国内の動向も上向き傾向がうかがえる年となりました。

しかし、海外では2ヶ所での戦争の影響と賃金上昇、資材の高騰及びインボイス制度の導入等による経済の動向変化が著しく、経済の不安定さが浮き彫りになった年ではなかったでしょうか。

わが町、江津市管内でも大きな自然災害は無かったものの、気象の変動は大きく特に水稻への影響が大きかったように思われます。

農業支援部では春から天候に恵まれほぼ計画通りの作業が行われましたが、夏季の高温乾燥と秋口の天候不順により水稻の作柄が低下しました。

販売事業部では、農林水産物直売所「三彦市」への農産物出荷は生産者の理解協力もあり順調に取り扱いは伸びています。

フェア・イベントでは、新型コロナ蔓延防止対策を取りながら開催を行いましたが、利用者についてはコロナ発生以前の状態には戻っていません。

今期は「道の駅」開設13年目となり年間利用者15万4,548人と3年連続で減少していましたが増加に転じ、前年より9,577人増加、利用客数延べ199万2千人となり、地域で利用して頂ける施設として定着していると実感しました。

事業の総括として、農業支援部、販売事業部で扱い高は280,119千円で計画目標の102.50%となりました。

又、今期は農業機械等の購入予定でしたが補助事業への取組で来期へと繰延になりました。当期損益は5,725千円の赤字となりました。販売事業は順調であり、農業部門が利用率減少により大きな影響を受けました。

今後も、資材等の高騰が予想されますので、費用対効果を検証しながら、計画的な投資と業務改善を図ることにより、持続可能な会社としての運営努力を行います。

### ●農業支援部

昨年と同様、1月から7月までの天候は平年並みとなりましたが、夏場の高温乾燥と盆以降の天候不順で水稻の作柄は悪く収量低下による使用率の減少がみられました。

また、農業支援部の機械装置の摩耗が激しく、修理も多くなり計画以上の修繕費がかかりましたが作業への影響は少なく、無事に作業を終えることができました。

### 《水稻育苗》

3月以降の天候も良く、大きなトラブルもなく順調に終了した。

育苗実績については、計画 19,000 箱に対して 16,452 箱となり、計画対比 86.58%、前年比 71.36%となっています。

### 《農作業受託》

1月から荒起し作業や中代作業を行い、順調に作業を終えることができました。代掻き作業ではパート 1 名を含めた 2 名での作業、田植作業についても順調で苦情等もなく予定どおり終えることができました。刈取作業では、天候不順の影響で作業の遅れもありましたが 10 月中旬には刈取作業を無事終えることができました。

### 《乾燥・調整施設》

「コシヒカリ」、「きぬむすめ」共に、昨年と同じ圃場での刈取り作業であるものの、荷受量は振るわず、計画 205t に対して 187.21t の荷受量となり計画対比で 91.32%、前年対比では 89.65%となりました。この荷受量減少の大きな要因としては天候不順による収量低下によるものと思われます。

## ●販売事業部

### 《三彦市》

令和 5 年は年間を通して扱い高は毎月前年を超過し順調な経過でした。

来場者数は 154,548 人で前年比 106.60%（前年 144,971 人）、売上については 209,554 千円で前年比 108.48%、計画比 107.46%という結果になりました。内訳として産直品は 112,306 千円で前年比 112.57%、物販は 97,247 千円で前年比 104.11%となっています。

産直品が増加した原因としては、販売戦略会議・出荷対策会議による販売品目の推進や生産者への説明が浸透し出荷量増につながったと思われます。

物販では対前年比で惣菜・工芸品等が 120%台の伸びとなり、コロナの蔓延対策の影響が少なくなり人の動向が良くなったものと思われます。

### 【ふるさと寄附実績】

	旬の野菜&果実たち	加工品&旬野菜たち	合計
数量	494 ㇿ(前年 324)	2 ㇿ(前年 7)	496 ㇿ(前年 331)
金額	741,000 円	3,000 円	744,000 円

#### 【苦情・トラブル】

クレーム内容	発生件数（前年）	クレーム内容	発生件数（前年）
商品不良	7(4)	表示不良	1(0)
異物混入	1(0)	スタッフ	0(0)
カビ発生	0(0)	その他	0(0)
期限切れ	0(0)	合計	9(4)

#### 《学校給食》

供給実績は、精米が7,206千円(前年比108.39%)、野菜類10,185千円(前年比94.29%)合わせて17,392千円となり、対前年比99.66%でした。

営農コーディネーター等の働きにより、地元食材の供給について生産者・給食センター双方の理解を得ながら取り組んでいますが、品質低下による注意もあるため、出荷者からの受け入れ時における品質チェックが最重要となっています。

引き続き、営農コーディネーターとの連携を図りながら、品質の向上と数量の確保に向けての取り組みを進めてまいります。

#### 《テナント》

加工ブース・テナントの売上は、35,986千円で前年比119.75%、客数は50,782人で前年比114.44%となりました。

客数は令和元年まで戻っていませんが、売上については値上げ等もあり令和元年以上の扱いとなっています。

令和5年 事業実績（取扱実績）

《農業支援部》

作業名	令和4年実績		令和5年計画		令和5年実績		
	面積等	金額	面積等	金額	面積等	金額	達成率
育苗	23,052箱	17,065千円	19,000箱	14,131千円	16,452箱	13,868千円	98.14%
荒起	16.70ha	1,233千円	16.50ha	1,246千円	17.10ha	1,222千円	98.07%
代掻	9.01ha	1,115千円	8.50ha	1,069千円	8.18ha	1,036千円	96.91%
田植	12.18ha	2,075千円	12.00ha	3,050千円	11.40ha	2,181千円	71.51%
畦塗	1,919m	168千円	1,900m	166千円	1,620m	140千円	84.34%
防除(延べ)	130.26ha	4,260千円	130.00ha	4,360千円	116.27ha	3,782千円	86.74%
稲刈	24.76ha	4,685千円	24.00ha	5,060千円	17.95ha	4,997千円	98.75%
乾燥・調整	208.80t	7,739千円	205.00t	7,550千円	187.21t	6,206千円	82.20%
コイン精米	495.2hr	1,379千円	490.0hr	1,300千円	483.7hr	1,325千円	101.92%
散布作業	43.25ha	1,445千円	43.25ha	1,445千円	35.30ha	1,313千円	90.87%
販売物		4,689千円		8,086千円		5,329千円	65.90%
その他		1,180千円		595千円		836千円	140.50%
農業支援部計		47,033千円		48,058千円		42,235千円	87.88%

《販売事業部》

項目	令和4年実績		令和5年計画		令和5年実績		
	明細	金額	明細	金額	明細	金額	達成率
三彦市	産直	99,755千円	産直	99,500千円	産直	112,308千円	112.87%
	物販	93,354千円	物販	95,500千円	物販	97,246千円	101.83%
学校給食		17,450千円		18,000千円		17,392千円	96.62%
テナント料	電気水道含む	2,493千円	電気水道含む	2,500千円	電気水道含む	2,486千円	99.44%
自販機	ココロ	1,860千円	ココロ	1,900千円	ココロ	1,950千円	102.63%
	グイター	555千円	グイター	600千円	グイター	530千円	88.33%
出店料		55千円		60千円		59千円	98.33%
指定管理料		4,550千円		5,575千円		5,575千円	100.00%
その他	切符 イベント	1,436千円	切符等	1,600千円	切符等	338千円	21.13%
販売事業部計		221,508千円		225,235千円		237,884千円	105.62%

《総計》

総合計	前年実績		令和5年計画		令和5年実績		達成率
		金額		金額		金額	
		268,541千円		273,293千円		280,119千円	102.50%

# 決 算 報 告 書

自 令和 5年 1月 1日

至 令和 5年12月31日

侑ふるさと支援センターめぐみ



# 損 益 計 算 書

自 令和 5年 1月 1日  
至 令和 5年12月31日

科 目	金 額	
1. 売 上 高		
一 般 売 上 高	100,790,653	
売 上 値 引 高	△ 784,517	
農 産 物 売 上 高	38,489,668	
受 託 販 売 手 数 料	18,683,706	
指 定 管 理 料 収 入	5,068,182	162,247,692
2. 売 上 原 価		
期 首 商 品 棚 卸 高	1,896,577	
当 期 商 品 仕 入 高	77,475,521	
期 末 商 品 棚 卸 高	△ 1,989,816	
一 般 商 品 売 上 原 価	77,382,282	
農 産 物 原 価	51,017,035	128,399,317
売 上 総 利 益		33,848,375
3. 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		42,496,372
営 業 損 失		△ 8,647,997
4. 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	173	
雑 収 入	3,144,792	3,144,965
5. 営 業 外 費 用		
経 常 損 失		0
		△ 5,503,032
6. 特 別 利 益		0
7. 特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損		141,098
税 引 前 当 期 純 損 失		△ 5,644,130
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		81,000
当 期 純 損 失		△ 5,725,130

# 農 産 物 原 価 報 告 書

自 令和 5年 1月 1日  
至 令和 5年12月31日

科 目	金 額	
I . 材 料 費 期 首 材 料 棚 卸 高 諸 材 料 費 農 藥 費 種 苗 費 肥 料 費 期 末 材 料 棚 卸 高 当 期 材 料 費	1,807,985 4,468,672 5,251,709 2,722,089 1,762,576 △ 2,927,340	13,085,691
II . 勞 務 費 給 料 手 当 賞 定 福 利 費 法 定 福 利 費 当 期 勞 務 費	19,461,865 1,263,500 2,920,532	23,645,897
III . 経 費 作 業 委 託 費 動 力 光 熱 費 荷 造 運 賃 費 消 耗 品 費 事 務 用 品 費 車 輛 繕 費 修 道 光 熱 費 水 減 価 償 却 費 賃 借 料 費 租 稅 公 課 費 保 險 料 費 雜 費 当 期 経 費	243,853 4,036,895 40,532 15,979 15,311 40,911 3,907,895 57,656 3,887,635 93,429 360,721 729,421 855,209	14,285,447
当 期 総 農 産 物 費 用		51,017,035
当 期 農 産 物 原 価		51,017,035

## 營業費内訳

科 目	金 額	科 目	金 額
(販売費及び一般管理費)		( 棚卸資産 )	
役員報酬	5,380,000	商 品	1,989,816
給料手当	15,082,850	原 材 料	2,927,340
賞 与	1,052,100		
法定福利費	3,447,768		
福利厚生費	481,878		
荷造運賃	436,646		
交際接待費	4,816		
会 議 費	5,362		
旅費交通費	64,433		
通 信 費	603,321		
消耗品費	847,591		
事務用品費	260,501		
修繕費	247,672		
水道光熱費	3,453,049		
新聞図書費	68,600		
諸 会 費	55,549		
支払手数料	1,365,579		
車 輛 費	276,843		
地代家賃	109,092		
賃 借 料	108,000		
保 險 料	142,760		
租 税 公 課	29,400		
寄 付 金	15,000		
業務委託費	3,362,181		
減価償却費	175,498		
少額資産償却費	103,563		
研 修 費	32,346		
給与負担金	4,080,000		
貸倒引当金繰入	5,000		
雑 費	1,198,974		
計	42,496,372	計	4,917,156

## 剰余金(欠損金)処分(案)

令和5年(第25期)

項 目	金 額
1. 前期繰越剰余金(欠損金)	△5,409,508円
2. 当期純利益(欠損金)	△5,725,130円
3. 当期末損失	△11,134,638円
4. 別途積立金取り崩し額	12,000,000円
5. 設備更新積立金取り崩し額	円
6. 次期繰越剰余金	865,362円

部門別実績

科目	令和5年 年間計画			令和4年12月決算			令和5年12月決算			前年対比	進捗率			
	計	農業	道の駅	学校給食	計	農業	道の駅	学校給食	計			農業	道の駅	学校給食
売上高	57,510,000		40,840,000	16,670,000	55,628,812		39,078,447	16,550,365	100,790,653		84,470,506	16,320,147	181.2%	175.3%
売上値引高	△ 720,000	△ 20,000	△ 700,000		△ 657,623		△ 657,623		△ 784,517	△ 160,090	△ 624,427		119.3%	109.0%
農業売上	43,731,000	43,731,000			42,836,629	42,836,629			38,489,668	38,489,668			89.9%	88.0%
委託販売手数料	24,100,000		24,100,000		23,931,695		23,931,695		18,683,706		18,683,706		78.1%	77.5%
指定管理料収入	5,068,181		5,068,181		4,136,364		4,136,364		5,068,182		5,068,182		122.5%	100.0%
売上高合計	129,689,181	43,711,000	69,308,181	16,670,000	125,875,877	42,836,629	66,488,883	16,550,365	162,247,692	38,329,578	107,597,967	16,320,147	128.9%	125.1%
期首商品棚卸高	1,896,577		1,896,577		2,090,616		2,090,616		1,896,577		1,896,577		90.7%	100.0%
当期商品仕入高	40,650,000		25,500,000	15,150,000	40,238,950	336,115	24,732,200	15,170,635	77,475,521	226,853	62,252,054	14,996,614	192.5%	190.6%
期末商品棚卸高	△ 1,950,000		△ 1,950,000		△ 1,896,577		△ 1,896,577		△ 1,989,816		△ 1,989,816		104.9%	102.0%
商品売上原価計	40,596,577		25,446,577	15,150,000	40,432,989	336,115	24,926,239	15,170,635						
製品売上原価	51,118,620	50,418,620	700,000		50,678,845	49,833,820	845,025		51,017,035	50,060,627	956,408		100.7%	99.8%
売上原価合計	91,715,197	50,418,620	26,146,577	15,150,000	91,111,834	50,169,935	25,771,264	15,170,635	128,399,317	50,287,480	63,115,223	14,996,614	140.9%	140.0%
【売上総利益】	37,973,984	△ 6,707,620	43,161,604	1,520,000	34,764,043	△ 7,333,306	40,717,619	1,379,730	33,848,375	△ 11,957,802	44,482,744	1,323,533	97.4%	89.1%
役員報酬	5,380,000	538,000	4,734,400	107,600	5,380,000	538,000	4,734,400	107,600	5,380,000	538,000	4,734,400	107,600	100.0%	100.0%
給料手当	15,290,000		13,340,000	1,950,000	14,919,514		12,948,928	1,970,586	15,082,850		13,063,383	2,019,467	101.1%	98.6%
賞与	950,000		850,000	100,000	882,240		882,240		1,052,100		1,052,100		119.3%	110.7%
法定福利費	3,410,000	350,000	2,750,000	310,000	3,383,562	346,078	2,728,195	309,289	3,447,768	364,128	2,786,846	296,794	101.9%	101.1%
福利厚生費	440,000	230,000	210,000		436,256	230,118	206,138		481,878	252,934	228,944		110.5%	109.5%
荷造運賃	200,000		200,000		209,269		209,269		436,646		436,646		208.7%	218.3%
広告宣伝費	330,000		330,000		118,910		118,910							
交際費	80,000		80,000		67,482	4,546	62,936		4,816		4,816		7.1%	6.0%
会議費	10,000		10,000		9,484		9,484		5,362		5,362		56.5%	53.6%
旅費交通費	70,000	20,000	50,000		44,931		44,931		64,433		64,433		143.4%	92.0%
研修費	40,000	20,000	20,000		4,983		4,983							
通信費	570,000	150,000	420,000		559,835	147,345	412,490		603,321	157,759	445,562		107.8%	105.8%
販売促進費														
消耗品費	970,000	20,000	950,000		833,173	12,201	820,972		847,591	244,966	597,551	5,074	101.7%	87.4%
事務用品費	240,000	30,000	200,000	10,000	235,371	21,819	213,552		260,501	33,065	227,436		110.7%	108.5%
修繕費	200,000	50,000	150,000		247,555	177,700	69,855		280,018	32,346	247,672		113.1%	140.0%
水道光熱費	5,000,000		5,000,000		4,322,244		4,322,244		3,453,049		3,453,049		79.9%	69.1%
新聞図書費	66,000		66,000		65,820		65,820		68,600		68,600		104.2%	103.9%
諸会費	40,000	5,000	35,000		29,461	3,561	25,900		55,549	9,649	45,900		188.6%	138.9%
支払手数料	1,592,000	1,092,000	500,000		1,168,246	667,571	500,675		1,365,579	677,888	687,691		116.9%	85.8%
車両費	250,000		250,000		226,526		226,526		276,843		276,843		122.2%	110.7%
地代家賃	110,000		110,000		109,092		109,092		109,092		109,092		100.0%	99.2%
賃借料	108,000	54,000	54,000		108,000	54,000	54,000		108,000	54,000	54,000		100.0%	100.0%
リース費														
保険料	95,000		95,000		94,570		94,570		142,760		142,760		151.0%	150.3%
租税公課	90,000	3,000	87,000		86,114		86,114		29,400	600	28,800		34.1%	32.7%
寄付金	15,000		15,000		15,000		15,000		15,000		15,000		100.0%	100.0%
業務委託費	3,350,000	450,000	2,900,000		3,252,672	430,890	2,821,782		3,362,181	476,981	2,885,200		103.4%	100.4%
減価償却費	148,858		148,858		687,472		687,472		175,498		175,498		25.5%	117.9%
少額資産償却									103,563		103,563			
貸倒引当金繰入									5,000		5,000			
雑費	950,000	150,000	800,000		1,081,345	134,208	947,137		1,198,974	197,050	1,001,924		110.9%	126.2%
現金過不足														
給与負担金	4,080,000		4,080,000		4,080,000		4,080,000		4,080,000		4,080,000		100.0%	100.0%
販売費一般管理費計	44,074,858	3,162,000	38,435,258	2,477,600	42,659,127	2,768,037	37,503,615	2,387,475	42,496,372	3,039,366	37,028,071	2,428,935	99.6%	96.4%
【営業損益】	△ 6,100,874	△ 9,869,620	4,726,346	△ 957,600	△ 7,895,084	△ 10,101,343	3,214,004	△ 1,007,745	△ 8,647,997	△ 14,997,268	7,454,873	△ 1,105,402	109.5%	141.8%
受取利息	500		500		746		746		173		173		23.2%	34.6%
雑収入	4,400,000	3,000,000	1,400,000		2,225,122	1,110,042	1,115,080		3,144,792	2,747,111	397,681		141.3%	71.5%
ふるさと納税														
補助金収入	1,638,750	1,638,750												
【経常損益】	△ 61,624	△ 5,230,870	6,126,846	△ 957,600	△ 5,669,216	△ 8,991,301	4,329,830	△ 1,007,745	△ 5,503,032	△ 12,250,157	7,852,527	△ 1,105,402	97.1%	8930.0%
貸倒引当戻入					1,000		1,000							
保険金解約														
固定資産売却益	623,104	623,104												
特別償却														
固定資産除却損	△ 186,552	△ 186,552							△ 141,098	△ 141,098				75.6%
特別損失														
業務委託指導料														
【税引前純利益】	374,928	△ 4,794,318	6,126,846	△ 957,600	△ 5,668,216	△ 8,991,301	4,330,830	△ 1,007,745	△ 5,644,130	△ 12,391,255	7,852,527	△ 1,105,402	99.6%	-1505.4%
法人住民税及び事業税	81,000		81,000		81,000		81,000		81,000		81,000		100.0%	100.0%
法人税等調整額														
【当期損益】	293,928	△ 4,794,318	6,045,846	△ 957,600	△ 5,749,216	△ 8,991,301	4,249,830	△ 1,007,745	△ 5,725,130	△ 12,391,255	7,771,527	△ 1,105,402	99.6%	-1947.8%

※R5.10月インボイス開始により、産直品は売上高、仕入高計上を行っている。

## 第26期（令和6年）事業計画

有限会社 ふるさと支援センターめぐみ

3年間続いた新型コロナの影響もおさまり国内経済の活発化が見えてきましたが、他国では戦争が続いており世界の社会経済に大きな影響を与えています。日本国内でも、資材の高騰・インボイス制度の導入・賃金の上昇・天候異変と生活環境は不安定になっています。

農業面では生産者の減少に伴う耕作地の問題、農業振興の停滞、資材の高騰等不安材料は日々増しているような状況です。

令和3年より江津市では、地域内の集落へ農業の今後を見据えたビジョン会議の開催が開始され継続審議により江津市の農業の展望が見えてくることを期待し、当会社も協力して取組みをすすめていきたいと考えます。

また、山陰道の全線開通も期日が未定ではありますが、地域の利用を考えた対応策への具体的内容を検討し、地域との連携による進行を進めて行けるよう努めます。

### ●農業支援部

農業経営については、農家の高齢化・農業経営離れにより耕作面積の減少化が進んでいます。地域ビジョンの会議を通じ、担い手農業者との連携を深めて農業の安定化を図る取組みを進めています。

又、5年前に導入したマルチコプターでの防除作業も 89.41ha となり前年より減少しましたが利用度は高く、今後も地域農業への貢献度も増していきます。

農業支援部として、より専門性を高め、農家の信頼に添えるよう、社員の技術向上と育成を計画的に行うなかで、業務の拡大、現行業務の改善につながるよう積極的に取り組んでまいります。

●販売事業部

《三彦市》

当、農林水産物直売所では「安全・安心」と「新鮮度感」を基本に、産直協議会と連携をとり、販売戦略会議・出荷対策会議等を開催し生産者の所得向上へつながる出荷方法への確立を図ってまいります。

又、店舗での取組みでは、イベント、フェア、出前産直等のPR活動への実施を行い地域住民に安心して利用して頂ける店舗づくり・環境づくりに取り組んでまいります。

《学校給食》

営農コーディネーター・生産者・給食センターとの連携をより一層進め、次世代を担う子供たちへ地元の新鮮でおいしい野菜の供給をより進めてまいります。

地元野菜供給率40%を目標として掲げていますが、その達成のためには関係機関と密接な連携を図り、提供体制の強化を図って行く必要があります。

令和6年事業取扱計画

《農業支援部》

作業名	令和5年実績		令和6年計画	
	面積等	金額（税込）	面積等	金額（税込）
育苗作業	16,452箱	13,868千円	16,350箱	13,782千円
荒起	17.10ha	1,222千円	16.00ha	1,287千円
代掻	8.18ha	1,036千円	8.00ha	1,057千円
田植	11.40ha	2,181千円	12.00ha	2,362千円
畦畔	1,620m	140千円	1,900m	164千円
防除(述べ)	116.27ha	3,782千円	115.00ha	3,755千円
稲刈	17.95ha	4,997千円	17.00ha	4,825千円
乾燥調製	187.21t	6,206千円	200.00t	7,200千円
コイン精米	483.7hr	1,325千円	480.0hr	1,315千円
散布作業	35.30ha	1,313千円	35.00ha	1,300千円
販売物		5,329千円		4,500千円
その他		836千円		781千円
農業支援部計		42,235千円		42,328千円

《販売事業部》

項目	令和5年実績		令和6年計画	
	明細	金額（税込）	明細	金額（税込）
三彦市	産直	112,308千円	産直	106,500千円
	物販	97,246千円	物販	104,500千円
学校給食		17,392千円		17,000千円
テナント	光熱水費含む	2,486千円	光熱水費含む	2,490千円
自販機	コカコーラ	1,950千円	コカコーラ	2,000千円
	ダイドー	530千円	ダイドー	550千円
出店料		59千円		60千円
指定管理料		5,575千円		6,600千円
その他	切符、他	338千円	切符、他	400千円
販売事業部計		237,884千円		240,100千円

《総計》

売上総計		280,119千円		282,428千円
------	--	-----------	--	-----------

部門別実績

科目	令和5年 年間計画				令和6年 年間計画				令和5年12月決算				前年対比	進捗率
	計	農業	道の駅	学校給食	計	農業	道の駅	学校給食	計	農業	道の駅	学校給食		
売上高	57,510,000		40,840,000	16,670,000	216,750,000		201,000,000	15,750,000	100,790,653		84,470,506	16,320,147	181.2%	175.3%
売上値引高	△ 720,000	△ 20,000	△ 700,000		△ 700,000	△ 100,000	△ 600,000		△ 784,517	△ 160,090	△ 624,427		119.3%	109.0%
農業売上	43,731,000	43,731,000			38,551,000	38,551,000			38,489,668	38,489,668			89.9%	88.0%
委託販売手数料	24,100,000		24,100,000						18,683,706		18,683,706		78.1%	77.5%
指定管理料収入	5,068,181		5,068,181		6,000,000		6,000,000		5,068,182		5,068,182		122.5%	100.0%
売上高合計	129,689,181	43,711,000	69,308,181	16,670,000	260,701,000	38,551,000	206,400,000	15,750,000	162,247,692	38,329,578	107,597,967	16,320,147	128.9%	125.1%
期首商品棚卸高	1,896,577		1,896,577		1,989,816		1,989,816		1,896,577		1,896,577		90.7%	100.0%
当期商品仕入高	40,650,000		25,500,000	15,150,000	172,152,000		157,982,000	14,170,000	77,475,521	226,853	62,252,054	14,996,614	192.5%	190.6%
期末商品棚卸高	△ 1,950,000		△ 1,950,000		△ 1,950,000		△ 1,950,000		△ 1,989,816		△ 1,989,816		104.9%	102.0%
商品売上原価計	40,596,577		25,446,577	15,150,000	172,191,816		158,021,816	14,170,000						
製品売上原価	51,118,620	50,418,620	700,000		50,176,678	49,276,678	900,000		51,017,035	50,060,627	956,408		100.7%	99.8%
売上原価合計	91,715,197	50,418,620	26,146,577	15,150,000	222,368,494	49,276,678	158,921,816	14,170,000	128,399,317	50,287,480	63,115,223	14,996,614	140.9%	140.0%
【売上総利益】	37,973,984	△ 6,707,620	43,161,604	1,520,000	38,332,506	△ 10,725,678	47,478,184	1,580,000	33,848,375	△ 11,957,902	44,482,744	1,323,533	97.4%	89.1%
役員報酬	5,380,000	538,000	4,734,400	107,600	5,380,000	538,000	4,734,400	107,600	5,380,000	538,000	4,734,400	107,600	100.0%	100.0%
給料手当	15,290,000		13,340,000	1,950,000	15,600,000		13,600,000	2,000,000	15,082,850		13,063,383	2,019,467	101.1%	98.6%
賞与	950,000		850,000	100,000	1,100,000		1,100,000		1,052,100		1,052,100		119.3%	110.7%
法定福利費	3,410,000	350,000	2,750,000	310,000	3,450,000	350,000	2,800,000	300,000	3,447,768	364,128	2,786,846	296,794	101.9%	101.1%
福利厚生費	440,000	230,000	210,000		490,000	250,000	240,000		481,878	252,934	228,944		110.5%	109.5%
荷造運賃	200,000		200,000		450,000		450,000		436,646		436,646		208.7%	218.3%
広告宣伝費	330,000		330,000		330,000		330,000							
交際費	80,000		80,000		80,000		80,000		4,816		4,816		7.1%	6.0%
会議費	10,000		10,000		10,000		10,000		5,362		5,362		56.5%	53.6%
旅費交通費	70,000	20,000	50,000		50,000		50,000		64,433		64,433		143.4%	92.0%
研修費	40,000	20,000	20,000		20,000		20,000							
通信費	570,000	150,000	420,000		580,000	160,000	420,000		603,321	157,759	445,562		107.8%	105.8%
販売促進費														
消耗品費	970,000	20,000	950,000		1,055,400	100,000	950,000	5,400	847,591	244,966	597,551	5,074	101.7%	87.4%
事務用品費	240,000	30,000	200,000	10,000	230,000	30,000	200,000		260,501	33,065	227,436		110.7%	108.5%
修繕費	200,000	50,000	150,000		150,000		150,000		280,018	32,346	247,672		113.1%	140.0%
水道光熱費	5,000,000		5,000,000		5,000,000		5,000,000		3,453,049		3,453,049		79.9%	69.1%
新聞図書費	66,000		66,000		69,000		69,000		68,600		68,600		104.2%	103.9%
諸会費	40,000	5,000	35,000		40,000	5,000	35,000		55,549	9,649	45,900		188.6%	138.9%
支払手数料	1,592,000	1,092,000	500,000		1,300,000	800,000	500,000		1,365,579	677,888	687,691		116.9%	85.8%
車両費	250,000		250,000		250,000		250,000		276,843		276,843		122.2%	110.7%
地代家賃	110,000		110,000		110,000		110,000		109,092		109,092		100.0%	99.2%
賃借料	108,000	54,000	54,000		108,000	54,000	54,000		108,000	54,000	54,000		100.0%	100.0%
リース費														
保険料	95,000		95,000		145,000		145,000		142,760		142,760		151.0%	150.3%
租税公課	90,000	3,000	87,000		31,000	1,000	30,000		29,400	600	28,800		34.1%	32.7%
寄付金	15,000		15,000		15,000		15,000		15,000		15,000		100.0%	100.0%
業務委託費	3,350,000	450,000	2,900,000		3,380,000	480,000	2,900,000		3,362,181	476,981	2,885,200		103.4%	100.4%
減価償却費	148,858		148,858		122,305		122,305		175,498		175,498		25.5%	117.9%
少額資産償却									103,563		103,563			
貸倒引当金繰入									5,000		5,000			
雑費	950,000	150,000	800,000		950,000	150,000	800,000		1,198,974	197,050	1,001,924		110.9%	126.2%
現金過不足														
給与負担金	4,080,000		4,080,000		4,080,000		4,080,000		4,080,000		4,080,000		100.0%	100.0%
販売費一般管理費計	44,074,858	3,162,000	38,435,258	2,477,600	44,575,705	2,918,000	39,244,705	2,413,000	42,496,372	3,039,366	37,028,071	2,428,935	99.6%	96.4%
【営業損益】	△ 6,100,874	△ 9,869,620	4,726,346	△ 957,600	△ 6,243,199	△ 13,643,678	8,233,479	△ 833,000	△ 8,647,997	△ 14,997,268	7,454,673	△ 1,105,402	109.5%	141.8%
受取利息	500		500		200		200		173		173		23.2%	34.6%
雑収入	4,400,000	3,000,000	1,400,000		2,500,000	2,100,000	400,000		3,144,792	2,747,111	397,681		141.3%	71.5%
ふるさと納税														
補助金収入	1,638,750	1,638,750			3,640,000	3,640,000								
【経常損益】	△ 61,624	△ 5,230,870	6,126,846	△ 957,600	△ 102,999	△ 7,903,678	8,633,679	△ 833,000	△ 5,503,032	△ 12,250,157	7,852,527	△ 1,105,402	97.1%	8930.0%
貸倒引当戻入														
保険金解約														
固定資産売却益	623,104	623,104			400,000	400,000								
特別償却														
固定資産除却損	△ 186,552	△ 186,552							△ 141,098	△ 141,098				75.6%
特別損失														
業務委託指導料														
【税引前純利益】	374,928	△ 4,794,318	6,126,846	△ 957,600	297,001	△ 7,503,678	8,633,679	△ 833,000	△ 5,644,130	△ 12,391,255	7,852,527	△ 1,105,402	99.6%	-1505.4%
法人住民税及び事業税	81,000		81,000		81,000		81,000		81,000		81,000		100.0%	100.0%
法人税等調整額														
【当期損益】	293,928	△ 4,794,318	6,045,846	△ 957,600	216,001	△ 7,503,678	8,552,679	△ 833,000	△ 5,725,130	△ 12,391,255	7,771,527	△ 1,105,402	99.6%	-1947.8%

※R5.10月インボイス開始により、産直品は売上高、仕入高計上を行っている。